

生命共済のお取扱い

加入資格・条件

1. 熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で令和4年5月1日現在年齢が14歳6ヶ月を超える方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、65歳6ヶ月を超える方はAコースのみとなります。なお、70歳6ヶ月を超える方は75歳6ヶ月まで更新のみできます。
- コース制限 新しく加入する場合
 ・年齢が14歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方……Aコース～Eコース
 ・年齢が65歳6ヶ月を超える70歳6ヶ月までの方……Aコースのみ
- 更新継続する場合(更新時5月1日時点において)
 ・年齢が65歳6ヶ月までの方……Aコース～Eコース
 ・年齢が65歳6ヶ月を超える70歳6ヶ月までの方……Aコースのみ
 ・年齢が70歳6ヶ月を超える75歳6ヶ月までの方……Aコースおよび71歳以降特別コース

2. 新規加入または増額を申請される方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方^{*4}に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上の入院」とは、転医・転科を含めて1日も途切れず継続して14日以上入院された場合をいいます。
告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医・転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません) ●「治療」には診察・検査および食事療法・運動療法も含みます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症^{*5}、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺気腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

3. 各商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんので、みやかに脱退手続をお取りください。

4. 各商工会議所会員入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

- *4 申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 - 傷病により公休・休暇などで勤務している方
 - 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

- *5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

加入者票の発行

保険金などの受取人・請求

1. 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、みやかに各商工会議所にご連絡ください。

2. 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただけた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときなどは、加入者の了知を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、当生命共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所連合会独自の給付制度のお支払いはありません。

3. 商工会議所連合会独自の給付制度の受取人は事業主です。各商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

- 保険期間は1年間(令和4年5月1日～令和5年4月30日)で、毎年自動的に更新されます。

加入日(効力発生日)

- 加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入(増額)・脱退手続

- 加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、各商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、各商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

掛金のお払込み

- 初回掛金の振替ができない場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができない場合は、申込取消とみなします。
ご加入後掛金の振替ができない場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができない場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

配当金

- 定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剩余金が生じた場合には、契約者に配当金としてお返しいたします。

税法上のお取扱い

契約形態				税法上の根拠
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	掛金	
法人	役員・従業員	法人	損金算入	法基通9-3-5 所基通36-31の2
		被保険者の遺族	損金算入(*1)	
個人事業主	事業主	事業主の遺族	必要経費とならない	直審3-8 所基通36-31の2
	従業員 (生計を一にしない親族を含む)	事業主 被保険者の遺族	必要経費	

(*1)役員または部課長、その他特定の従業員(これらの者の親族を含む)のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としている場合は、当該役員または従業員に対する給与扱いとなり、個人の課税対象となります。

記載の税務についてのお取扱いは令和4年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護・経営・暮らしをサポートする! アクサの付帯サービス

①ストレスチェック機関紹介・取次サービス	④健診機関紹介・取次サービス
全国のストレスチェック実施施設をWeb・お電話でご紹介いたします。	全国の提携健診施設をWeb・お電話でご紹介いたします。
②メンタルサポートサービス	⑤健康電話相談サービス
臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が電話を通じてカウンセリングを提供します。	気になる症状や育児・介護のご相談や、医療機関情報など、専門の相談員が24時間対応いたします。
③禁煙外来紹介サービス	⑥人間ドック・PET検診サービス
全国15,000施設以上の医療機関をWeb・お電話でご紹介いたします。	地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合う施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

*サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者:熊本県商工会議所連合会、被保険者:熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」およびパンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時に約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。 生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは令和4年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]

熊本県商工会議所連合会

熊本商工会議所
TEL 096-354-6688

八代商工会議所
TEL 0965-32-6191

荒尾商工会議所
TEL 0968-62-1211

人吉商工会議所
TEL 0966-22-3101

水俣商工会議所
TEL 0966-63-2128

本渡商工会議所
TEL 0969-23-2001

玉名商工会議所
TEL 0968-72-3106

山鹿商工会議所
TEL 0968-43-4111

牛深商工会議所
TEL 0969-73-3141

[定期保険(団体型)引受け保険会社]



AXA
アクサ生命保険株式会社
TEL 03-6737-7777(代表)
[取扱店]

会員事業所のみなさまへ

生命共済

ご加入
のおすすめ

福利厚生制度に
ご活用いただけます

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度(見舞金・祝金・記念品制度)

ご留意
ください

熊本県商工会議所連合会独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所連合会がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)



[ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください]

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

*このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

熊本県商工会議所連合会

生命共済の内容

保障内容

- 主契約：定期保険（団体型）
- 特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		コース・口数	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
死 亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金（主契約）+災害保険金>	250 万円	500 万円	750 万円	1,250 万円	1,750 万円	2,000 万円	
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金（主契約）>	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円	350 万円	500 万円	
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態 ^{※1} のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）+災害高度障害保険金>	250 万円	500 万円	750 万円	1,250 万円	1,750 万円	2,000 万円	
	傷害または疾病により 高度障害状態 ^{※1} のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）>	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円	350 万円	500 万円	
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上の入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通常60日限度) <入院給付金>	1日につき 2,000 円	1日につき 4,000 円	1日につき 6,000 円	1日につき 10,000 円	1日につき 14,000 円	1日につき 15,000 円	
	ガン ^{※2} で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <ガン入院一時金>	2 万円	4 万円	6 万円	10 万円	14 万円	20 万円	
	6大生活習慣病 ^{※3} で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	1 万円	2 万円	3 万円	5 万円	7 万円	10 万円	
	ガン ^{※2} の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>	5 万円	10 万円	15 万円	25 万円	35 万円	50 万円	

*保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

*災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

*災害保険金・災害高度障害保険金は、加入日以後に発生した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

*ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。

*日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアカサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態		7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその部位を全く永久に失ったもの		・中皮および軟部組織の悪性新生物 ・乳房の悪性新生物 ・女性生殖器の悪性新生物 ・男性生殖器の悪性新生物 ・腎尿路の悪性新生物 ・眼およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・消化器の悪性新生物 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・皮膚の黑色腫およびその他の悪性新生物		悪性新生物 ・独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ・上皮新生物 ・真正赤血球増加症 ^{※4} ・骨髄異形成症候群 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・ランゲルハンス細胞組織球症	
*2 お支払いの対象となるガン		8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその部位を全く永久に失ったもの		・眼およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ・骨盤外胚葉性腫瘍 ・眼瞼外胚葉性腫瘍 ・眼瞼外胚葉性腫瘍		・眼およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ・骨盤外胚葉性腫瘍 ・眼瞼外胚葉性腫瘍 ・眼瞼外胚葉性腫瘍	
*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病		8.2上肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの		・部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 ・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患 ・脳血管疾患・肝硬変・慢性腎不全		・部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 ・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患 ・脳血管疾患・肝硬変・慢性腎不全	
*4 お支払いの対象となる6大生活習慣病		8.3下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの		・眼瞼外胚葉性腫瘍		・眼瞼外胚葉性腫瘍	

個人情報のお取扱いについてのお知らせ

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
- ①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）からお申込みいただいた商工会議所を通じ、当連合会に提供されます。
- ②当連合会および当該商工会議所（以下、「連合会等」という）は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために総合している定期保険（団体型）契約を引き受けけるアカサ生命保険株式会社（以下、「アカサ生命」という）にこれを提供します。
- ③アカサ生命は、連合会等から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関する業務のために使用します。また、アカサ生命は、連合会等をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き連合会等およびアカサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤定期保険（団体型）契約の引受け保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢(歳)	生年月日	性別	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
15~55	平成19年11月1日～昭和41年11月2日	男性		1,290円	1,935円	3,225円	4,515円	6,035円
		女性		1,706円	2,559円	4,265円	5,971円	7,910円
56~60	昭和41年11月1日～昭和36年11月2日	男性		1,297円	1,946円	3,243円	4,540円	6,060円
		女性		2,152円	3,228円	5,380円	7,532円	9,970円
61~65	昭和36年11月1日～昭和31年11月2日	男性		1,506円	2,259円	3,765円	5,271円	7,000円
		女性		2,849円	65歳6ヶ月を超える方は、新規加入・更新とともにAコースのみとなります。			
66~70	昭和31年11月1日～昭和26年11月2日	男性		1,756円				
		女性						
71	昭和26年11月1日～昭和25年11月2日	男性	1,722円	3,443円				
		女性	1,071円	2,141円				
72	昭和25年11月1日～昭和24年11月2日	男性	1,842円	3,683円				
		女性	1,148円	2,295円				
73	昭和24年11月1日～昭和23年11月2日	男性	2,017円	4,034円				
		女性	1,244円	2,487円				
74	昭和23年11月1日～昭和22年11月2日	男性	2,208円	4,416円				
		女性	1,347円	2,693円				
75	昭和22年11月1日～昭和21年11月2日	男性	2,419円	4,838円				
		女性	1,456円	2,912円				

※掛金は、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

※保険年齢とは、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢のことをいいます。（年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヶ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヶ月以下のものは切捨てます。）

※掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	コース・口数	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
病気入院見舞金	10日以上	2,500円	5,000円	7,500円	12,500円	17,500円	25,000円
	20日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
事故通院見舞金	5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
	10日以上	2,500円	5,000円				